

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地利用計画を次のとおり変更する。

地区区域	変 更 内 容									備 考 (農用地区域の範囲)
	農用地の変更						農業用施設用地の変更			
	変更前の 農用地の 面積(ha)	変更後の 農用地の 面積(ha)	農用地から 除外する 面積(ha)	農用地に 編入する 面積(ha)	用途区分 変更 される 面積(ha)	増減	変更前の 農業用施 設用地の 面積(ha)	変更後の 農業用施 設用地の 面積(ha)	増減	
殖 蓮										
A－1	93.84	93.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.35	0.35	0.00	三和町のうち市街化区域を除く区域
A－2	7.86	7.86	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	本関町全域
A－3	34.89	34.89	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	鹿島町のうち市街化区域を除く区域
A－4	29.15	29.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0.74	0.74	0.00	上植木本町のうち市街地区域を除く区域
A－5	45.90	45.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.80	0.80	0.00	豊城町のうち市街化区域を除く区域
A－6	14.46	14.46	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	上諏訪町のうち市街化区域を除く区域
A－7	4.47	4.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	日乃出町のうち市街化区域を除く区域
A－8	1.80	1.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	昭和町のうち市街化区域を除く区域
東大室 町他	0.80	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
地区計	233.17	233.17	0.00	0.00	0.00	0.00	1.92	1.92	0.00	
三 郷										
B－1	207.09	206.89	0.19	0.00	0.00	△ 0.19	2.78	2.78	0.00	波志江町のうち市街化区域を除く区域
B－2	54.45	54.31	0.14	0.00	0.00	△ 0.14	0.67	0.67	0.00	安堀町のうち市街化区域を除く区域
地区計	261.54	261.21	0.34	0.00	0.00	△ 0.34	3.46	3.46	0.00	
宮 郷										
C－1	30.21	30.17	0.04	0.00	0.00	△ 0.04	0.14	0.14	0.00	田中島町のうち市街化区域を除く区域
C－2	20.59	20.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	田中町のうち市街化区域を除く区域
C－3	80.59	80.59	0.00	0.00	0.00	0.00	3.49	3.49	0.00	東上之宮町のうち市街化区域を除く区域
C－4	30.07	30.07	0.00	0.00	0.00	0.00	1.21	1.21	0.00	西上之宮町全域
C－5	63.58	63.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.27	0.00	宮古町全域
C－6	108.74	108.74	0.00	0.00	0.00	0.00	2.54	2.54	0.00	稲荷町のうち市街化区域を除く区域
C－7	15.49	15.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.42	0.42	0.00	宮子町のうち市街化区域を除く区域
地区計	349.26	349.22	0.04	0.00	0.00	△ 0.04	8.08	8.08	0.00	
名 和										
D－1	15.30	15.05	0.25	0.00	0.00	△ 0.25	0.04	0.04	0.00	韮塚町のうち市街化区域を除く区域
D－2	20.36	20.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	阿弥大寺町全域
D－3	7.31	7.28	0.03	0.00	0.00	△ 0.03	0.03	0.03	0.00	今井町のうち市街化区域を除く区域
D－4	29.37	29.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.39	0.39	0.00	堀口町全域
D－5	35.06	35.06	0.00	0.00	0.00	0.00	2.74	2.74	0.00	柴町全域
D－6	40.87	40.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	中町全域
D－7	23.52	23.36	0.16	0.00	0.00	△ 0.16	0.09	0.09	0.00	戸谷塚町のうち市街化区域を除く区域

地区区域	変 更 内 容									備 考 (農用地区域の範囲)
	農用地の変更						農業用施設用地の変更			
	変更前の 農用地の 面積(ha)	変更後の 農用地の 面積(ha)	農用地から 除外する 面積(ha)	農用地に 編入する 面積(ha)	用途区分 変更 される 面積(ha)	増減	変更前の 農業用施 設用地の 面積(ha)	変更後の 農業用施 設用地の 面積(ha)	増減	
D－8	15.47	15.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.27	0.00	福島町全域
地区計	187.25	186.81	0.44	0.00	0.00	△ 0.44	3.60	3.60	0.00	
山王町										
E－1	78.25	78.11	0.14	0.00	0.00	△ 0.14	0.81	0.81	0.00	山王町のうち市街化区域を除く区域
地区計	78.25	78.11	0.14	0.00	0.00	△ 0.14	0.81	0.81	0.00	
豊 受										
F－1	51.59	51.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.38	0.38	0.00	馬見塚町のうち市街化区域を除く区域
F－2	32.73	32.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.08	0.00	下蓮町のうち市街化区域を除く区域
F－3	5.90	5.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	飯島町のうち市街化区域を除く区域
F－4	10.23	10.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	上蓮町のうち市街化区域を除く区域
F－5	22.04	22.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.09	0.00	長沼町のうち市街化区域を除く区域
F－6	0.23	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	富塚町のうち市街化区域を除く区域
F－7	1.17	1.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	除ヶ町のうち市街化区域を除く区域
F－8	6.15	6.15	0.00	0.00	0.00	△ 0.00	0.00	0.00	0.00	大正寺町のうち市街化区域を除く区域
F－9	18.91	18.67	0.24	0.00	0.00	△ 0.24	0.20	0.20	0.00	下道寺町のうち市街化区域を除く区域
F－10	0.13	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	国領町のうち市街化区域を除く区域
地区計	149.07	148.83	0.24	0.00	0.00	△ 0.24	0.75	0.75	0.00	
茂 呂										
G－1	23.25	23.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.22	0.00	粕川町のうち市街化区域を除く区域
G－2	16.04	16.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12	0.12	0.00	北千木町・茂呂南町のうち市街化区域を除く区域
地区計	39.28	39.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.34	0.34	0.00	
赤 堀										
H－1	157.05	156.81	0.25	0.00	0.00	△ 0.25	3.96	3.96	0.00	西久保町一丁目、二丁目、三丁目、市場町一丁目、二丁目、堀下町
H－2	263.37	262.95	0.42	0.00	0.00	△ 0.42	5.61	5.61	0.00	曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町
H－3	230.90	230.81	0.09	0.00	0.00	△ 0.09	6.54	6.54	0.00	香林町一丁目、二丁目、野町、磯町、西野町
H－4	245.85	242.49	3.90	0.54	0.00	△ 3.37	3.25	3.25	0.00	赤堀今井町一丁目、二丁目、下触町、五目牛町
地区計	897.18	893.05	4.67	0.54	0.00	△ 4.13	19.37	19.37	0.00	
東										
I－1	318.68	318.36	0.31	0.00	0.00	△ 0.31	9.68	9.68	0.00	小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町のうち用途地域を除く区域
I－2	192.61	192.59	0.02	0.00	0.00	△ 0.02	5.60	5.60	0.00	田部井町一丁目、二丁目、三丁目のうち用途地域を除く区域
I－3	177.57	177.09	0.47	0.00	0.00	△ 0.47	2.64	2.64	0.00	国定町一丁目、二丁目のうち用途地域を除く区域
I－4	25.79	25.59	0.20	0.00	0.00	△ 0.20	0.76	0.76	0.00	上田町のうち用途地域を除く区域

地区区域	変 更 内 容									備 考 (農用地区域の範囲)
	農用地の変更						農業用施設用地の変更			
	変更前の 農用地の 面積(ha)	変更後の 農用地の 面積(ha)	農用地から 除外する 面積(ha)	農用地に 編入する 面積(ha)	用途区分 変更 される 面積(ha)	増減	変更前の 農業用施 設用地の 面積(ha)	変更後の 農業用施 設用地の 面積(ha)	増減	
I－5	55.19	55.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	西小保方町のうち用途地域を除く区域
地区計	769.83	768.83	1.00	0.00	0.00	△ 1.00	18.78	18.78	0.00	
采 女										
J－1	138.49	138.49	0.00	0.00	0.00	0.00	1.90	1.90	0.00	境伊与久のうち市街化区域を除く区域
J－2	55.81	55.81	0.00	0.00	0.00	0.00	0.16	0.16	0.00	境木島全域
J－3	5.97	5.97	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.05	0.00	境百々のうち市街化区域を除く区域
J－4	104.43	104.42	0.10	0.08	0.00	△ 0.02	1.05	1.05	0.00	境下湊名のうち市街化区域を除く区域
J－5	61.73	61.69	0.04	0.00	0.00	△ 0.04	0.28	0.28	0.00	境上湊名全域
J－6	60.23	60.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.19	0.19	0.00	境東新井のうち市街化区域を除く区域
地区計	426.67	426.61	0.14	0.08	0.00	△ 0.06	3.62	3.62	0.00	
剛 志										
K－1	41.92	41.76	0.15	0.00	0.00	△ 0.15	0.03	0.03	0.00	境保泉のうち市街化区域を除く区域
K－2	67.92	67.92	0.00	0.00	0.00	0.00	1.02	1.02	0.00	境上武士全域
K－3	40.65	40.59	0.06	0.00	0.00	△ 0.06	0.03	0.03	0.00	境下武士のうち市街化区域を除く区域
K－4	56.94	56.94	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	境中島全域
K－5	75.83	75.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12	0.12	0.00	境小此木全域
地区計	283.26	283.05	0.21	0.00	0.00	△ 0.21	1.21	1.21	0.00	
島 村										
L－1	113.48	113.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.90	0.90	0.00	境島村全域
地区計	113.48	113.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.90	0.90	0.00	
境・東										
M－1	3.44	3.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	境のうち市街化区域を除く区域
M－2	56.09	56.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.23	0.00	境平塚全域
M－3	84.67	84.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.30	0.30	0.00	境米岡のうち市街化区域を除く区域
M－4	3.72	3.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.86	0.86	0.00	境三ツ木のうち市街化区域を除く区域
M－5	14.65	14.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	境西今井のうち市街化区域を除く区域
M－6	71.45	71.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.16	0.16	0.00	境上矢島のうち市街化区域を除く区域
地区計	234.02	234.02	0.00	0.00	0.00	0.00	1.55	1.55	0.00	
総 計	4022.27	4015.68	7.21	0.62	0.00	△ 6.59	64.38	64.38	0.00	

(注) 1 単位はh aとし、小数点以下第2位まで表示する。なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

※面積の単位を㎡からh aに換算し、小数点以下第3位を四捨五入しているため、数値の合計と内訳が一致しない場合もある。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

変 更 な し

第3 農用地等の保全計画

変 更 な し

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変 更 な し

第5 農業近代化施設の整備計画

変 更 な し

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変 更 な し

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変 更 な し

第8 生活環境施設の整備計画

変 更 な し

2 農用地区域の概要

(変更前)

本地域にある農業振興地域 9,428.98 haのうち集团的農用地機能を損なわない他目的利用計画のある 5,224.63 haを除く 4,204.35 ha（うち農業用施設用地 64.38 haを含む）について農用地区域を設定する。

(変更後)

本地域にある農業振興地域 9,428.98 haのうち集团的農用地機能を損なわない他目的利用計画のある 5,231.22 haを除く 4,197.76 ha（うち農業用施設用地 64.38 haを含む）について農用地区域を設定する。

(付表 1)

							混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧 林地 以外 の山 林原 野	その 他	合計
	農用地	農地				採草 放牧 地					
		田	畑	樹園 地							
行政区域	6,901.87	6,899.87	2,559.47	4,043.40	297.00	2.00	—	52.83	116.50	6,872.80	13,944.00
農振地域	5,597.77	5,597.77	2,016.45	2,996.32	585.00	0	—	64.38	114.60	3,652.23	9,428.98

注：単位はh a とし、小数点以下第 2 位まで表示する。小数点第 3 位以下を表示していないため、横軸の計算が合わない場合もある。

(付表 2)

項 目			農用地					採草 放牧 地	混牧 林地	農業 用施 設用 地	混牧 林地 以外 の山 林原 野	その 他	合計	
				農地	田	畑	樹園 地							
農 用 地 利 用 計 画	現 況	変更前	4022.27	4022.27	1667.19	2079.08	276.00	—	—	64.38	0.00	117.70	4204.35	
		変更後	4015.68	4015.68	1662.88	2076.80	276.00	—	—	64.38	0.00	117.70	4197.76	
	用 途 区 分	変更前		4139.97					—	—	64.38			4204.35
		変更後		4133.38						—	—	64.38		
設 定 率	変更前 (%)		71.8	71.8	82.5	69.3	47.2	-	-	100.0	0.0	3.2	44.6	
	変更後 (%)		71.7	71.7	82.5	69.3	47.2	-	-	100.0	0.0	3.2	44.5	

注 1：小数点以下第 2 位まで表示する。

注 2：「混牧林地」の面積は、農用地利用計画で混牧林地を農用地区域に設定している孺恋村及び甘楽町のみ記入する。

注 3：現況欄は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の表 4 の農用地区域面積と一致させること。

注 4：用途区分欄は、市町村農業振興地域整備計画における農用地区域の設定方針に基づく農用地区域の面積を記入する。

注 5：現況及び用途区分の合計面積は一致させること。

注 6：設定率は、（農用地利用計画（現況））÷（農振地域）とし、小数点以下第 1 位まで表示する。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
1	B－1	伊勢崎市波志江町175番2	畑	1,006 の内 370	専用住宅用地（分家）	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
2	B－1	伊勢崎市波志江町2775番2	畑	1,558	露天資材置場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
3	B－2	伊勢崎市安堀町785番1	畑	1,425	認知症対応型共同生活介護施設用地	三郷	農業構造改善	S42～S44	認知症対応型共同生活介護施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
4	C－1	伊勢崎市田中島町1162番2	畑	387	貸露天資材置場用地	宮郷	県営ほ場整備	S44～S53	貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
5	D－1	伊勢崎市菰塚町106番2	畑	328	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
6	D－1	伊勢崎市菰塚町971番1	田	671	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
7	D－1	伊勢崎市菰塚町972番1	田	813 の内 677	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
8	D－1	伊勢崎市菰塚町972番1	田	813 の内 136	店舗用地	なし			店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
9	D－1	伊勢崎市菰塚町973番1	田	672	店舗用地	なし			店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
10	D－3	伊勢崎市今井町158番1	宅地	126.63	貸倉庫用地	なし			貸倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
11	D－3	伊勢崎市今井町159番1	宅地	176.7	貸倉庫用地	なし			貸倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
12	D－3	伊勢崎市今井町160番3	宅地	10	貸倉庫用地	なし			貸倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
13	D－7	伊勢崎市戸谷塚町195番1	畑	1,333	太陽光発電施設用地	なし			太陽光発電事業の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
14	D－7	伊勢崎市戸谷塚町316番1	畑	273 の内 270.75	露天資材置場用地	なし			露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
15	E－1	伊勢崎市山王町344番2	田	784	貸事務所及び貸露天資材置場用地	なし			貸事務所及び貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
16	E－1	伊勢崎市山王町1487番1	田	656	露天資材置場用地	なし			露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
17	F－8	伊勢崎市大正寺町465番2	畑	333 の内 0.145	移動通信基地局用地	茂町	市営ほ場整備	S56～S57	法施行規則第4条の5第21号に規定する電気通信事業法に基づく認定電気通信事業の用に供する中継施設であるため。
18	F－9	伊勢崎市下道寺町72番1	田	626	貸露天資材置場用地	なし			貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
19	F－9	伊勢崎市下道寺町73番	畑	1,752	貸露天資材置場用地	なし			貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
20	H－1	伊勢崎市堀下町17番1	畑	2,431 の内	1,500 貸露天駐車場用地	なし			貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
21	H－1	伊勢崎市堀下町1191番1	畑	1,928 の内	955 貸店舗用地	堀下	小規模土地改良	S55	貸店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
22	H－2	伊勢崎市曲沢町122番1	畑	429 の内	170 自己住宅用地（敷地拡張）	なし			自己住宅用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
23	H－2	伊勢崎市曲沢町1250番	畑		934 露天資材置場用地	曲沢向野	土地改良総合整備	S52～S54	露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
24	H－2	伊勢崎市赤堀鹿島町1039番	畑	1,166 の内	442 専用住宅用地（分家）	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
25	H－2	伊勢崎市赤堀鹿島町1040番	畑	882 の内	204 専用住宅用地（分家）	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
26	H－2	伊勢崎市間野谷町530番49	畑	863 の内	500 専用住宅用地（分家）	赤堀東部	第1次農業構造改善	S43～S45	専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
27	H－2	伊勢崎市間野谷町1276番	畑		747 事業用地（敷地拡張）	なし			事業用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
28	H－2	伊勢崎市間野谷町1277番	畑	796	事業用地（敷地拡張）	なし			事業用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
29	H－2	伊勢崎市間野谷町1401番	畑	446	貸露天資材置場用地	なし			貸露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
30	H－3	伊勢崎市香林町二丁目807番	畑	922	社員寮用地（敷地拡張）	なし			社員寮用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
31	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目389番	田	1,412	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
32	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目390番	田	2,212	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
33	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目391番	田	749	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
34	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目392番	田	2,575	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
35	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目404番	田	2,521	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
36	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目393番	田	1,764	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
37	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目394番	田	3,661	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
38	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目395番	田	964	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
39	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目396番	田	829	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
40	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目397番	田	1,376	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
41	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目398番1	田	1,727	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
42	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目399番1	田	784	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
43	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目400番	田	1,344	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
44	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目401番	田	3,895	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
45	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目402番	田	1,697	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
46	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目403番	田	1,983	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
47	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目405番1	田	292	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
48	H－4	伊勢崎市赤堀今井町二丁目405番2	田	2,365	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	S55～S60	倉庫としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
49	H－4	伊勢崎市五目牛町170番1	畑	183	露天資材置場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
50	H－4	伊勢崎市五目牛町188番	田	1,341	露天駐車場用地（敷地拡張）	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天駐車場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
51	H－4	伊勢崎市五目牛町189番1	田	808	露天駐車場用地（敷地拡張）	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天駐車場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
52	H－4	伊勢崎市五目牛町189番2	田	11	露天駐車場用地（敷地拡張）	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天駐車場用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
53	H－4	伊勢崎市五目牛町883番	田	1,384 の内	1,249 露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
54	H－4	伊勢崎市五目牛町884番	田	634	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であつて、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
55	H－4	伊勢崎市五目牛町885番	田	669	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
56	H－4	伊勢崎市五目牛町886番	田	511	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
57	H－4	伊勢崎市五目牛町887番	田	1,481	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62	露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
58	I－1	伊勢崎市東町2267番	畑	3,320 の内	3,123 建売分譲住宅用地（特定 建築条件付き）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
59	I－2	伊勢崎市田部井町三丁目2579番	畑	532 の内	200 専用住宅用地（分家）	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
60	I－3	伊勢崎市国定町一丁目215番	畑	3,229	露天駐車場用地	なし			露天の駐車場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
61	I－3	伊勢崎市国定町二丁目1911番1	畑	1,506	建売分譲住宅用地（特定 建築条件付き）	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	S48～S61	地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
62	I－4	伊勢崎市中田町159番1	畑	1,954	建売分譲住宅用地	村営上田全工区	土地改良総合整備	S63～H3	地域の住宅需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
63	J－4	伊勢崎市境下湊名1401番12	畑	710	露天資材置場用地	なし			露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農 用 地 区 域 変 更 明 細 表 （ 除 外 関 係 ）

番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利用目的等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			除外を適当とする理由
64	J－4	伊勢崎市境下刈名1401番13	畑	290	露天資材置場用地	なし			露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
65	J－5	伊勢崎市境上刈名1346番30	畑	670 の内 420	専用住宅用地（分家）	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
66	K－1	伊勢崎市境保泉1604番	畑	1,537	露天資材置場用地	なし			露天の資材置場としての需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
67	K－3	伊勢崎市境下武士62番1	畑	618 の内 100	専用住宅用地（分家）	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
68	K－3	伊勢崎市境下武士62番4	畑	330 の内 246	専用住宅用地（分家）	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
69	K－3	伊勢崎市境下武士62番5	畑	257 の内 128	専用住宅用地（分家）	なし			専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
70	K－3	伊勢崎市境下武士62番4	畑	330 の内 84	自己住宅用地（敷地拡張）	なし			自己住宅用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、他の土地に代えることが困難であって、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められる。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障がないことが認められる。周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法第13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
計			田	43,076.000					
			畑	28,749.895					
			宅地	313.330					
			総計	72,139.225					

(別記様式第3号の2)

農用地区域變更明細表（編入關係）

番号	地 区 区域名	農用地区域に加える 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	土地改良事業等実施状況 (補助事業名、実施年度)			法第10条第3項の該当号					
									一	二	三	四	五	
1	H－4	伊勢崎市下触町148番3	畑	6612 の内 3,306	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため									○
2	H－4	伊勢崎市下触町1028番1	畑	1,567	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62						○
3	H－4	伊勢崎市下触町1028番3	畑	500	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため	伊勢崎北部	県営ほ場整備	S51～S62		○				
4	J－4	伊勢崎市境下湊名2858番3	畑	839	除外目的どおりに開発する見込みがなくなったため				○	○				
計			田	0.000										
			畑	6,212.000										
			総計	6,212.000										

(別記様式第4号)

土 地 改 良 関 係 事 案 一 覧 表

	農 用 地 区 域 変 更 の 概 要			土 地 改 良 事 業 等 実 施 状 況										多 面 的 機 能 支 払 交 付 金			摘 要
	農用地区域から 除外する土地の 所在・地番	同 左 面 積 (除外面積) (㎡)	変更理由 (変更目的)	地区名 (工区名)	事 業 名	事業主体	土地改良区	受 益 面 積 (ha)	実 施 年 度	工事完了 年月日	公 告 年月日	補助金返 還通達の 適用の有無	活動組織 の名称	交 付 金 の 区 分	交付金返 還の有無		
1	波志江町175番2	370	専用住宅用地(分家)	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無					
2	波志江町2775番2	1,558	露天資材置場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無					
3	安堀町785番1	1,425	認知症対応型共同生活介護施設用地	三郷	農業構造改善	群馬県	三郷	213	S42～S44	S44	S44	無	三郷中部地域保全の会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有		
4	田中島町1162番2	387	貸露天資材置場用地	宮郷	県営ほ場整備	群馬県	宮郷	270	S44～S53	S53.3.20	S53.4.21	無	田中島花と緑のふるさとづくり会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有		
5	菰塚町106番2	328	露天駐車場用地	なし								無					
6	菰塚町971番1	671	露天駐車場用地	なし								無					
7	菰塚町972番1	677	露天駐車場用地	なし								無					
8	菰塚町972番1	136	店舗用地	なし								無					
9	菰塚町973番1	672	店舗用地	なし								無					
10	今井町158番1	126.63	貸倉庫用地	なし								無					
11	今井町159番1	177	貸倉庫用地	なし								無					
12	今井町160番3	10	貸倉庫用地	なし								無					
13	戸谷塚町195番1	1,333	太陽光発電施設用地	なし								無					
14	戸谷塚町316番1	270.75	露天資材置場用地	なし								無					
15	山王町344番2	784	貸事務所及び貸露天資材置場用地	なし								無					
16	山王町1487番1	656	露天資材置場用地	なし								無	山王地区資源保全協議会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金 (共同活動のみ)	有		
17	大正寺町465番2	0.145	移動通信基地局用地	茂町	市営ほ場整備	伊勢崎市	茂町	4.1	S56～S57	S57	S57	無					
18	下道寺町72番1	626	貸露天資材置場用地	なし								無					
19	下道寺町73番	1,752	貸露天資材置場用地	なし								無					
20	堀下町17番1	1,500	貸露天駐車場用地	なし								無					
21	堀下町1191番1	955	貸店舗用地	堀下	小規模土地改良	赤堀町	堀下	8.3	S55	S55	不明	無					
22	曲沢町122番1	170	自己住宅用地(敷地拡張)	なし								無					
23	曲沢町1250番	934	露天資材置場用地	曲沢向野	土地改良総合整備	土地改良区	曲沢向野	25	S52～S54	S55.3.30	S55.12.19	無					
24	赤堀鹿島町1039番	442	専用住宅用地(分家)	なし								無					
25	赤堀鹿島町1040番	204	専用住宅用地(分家)	なし								無					
26	間野谷町530番49	500	専用住宅用地(分家)	赤堀東部	第1次農業構造改善	赤堀町	赤堀東部	59	S43～S45	不明	不明	無					
27	間野谷町1276番	747	事業用地(敷地拡張)	なし								無					
28	間野谷町1277番	796	事業用地(敷地拡張)	なし								無					
29	間野谷町1401番	446	貸露天資材置場用地	なし								無					
30	香林町二丁目807番	922	社員寮用地(敷地拡張)	なし								無					
31	赤堀今井町二丁目389番	1,412	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無					
32	赤堀今井町二丁目390番	2,212	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無					

(別記様式第4号)

土 地 改 良 関 係 事 案 一 覧 表

	農 用 地 区 域 変 更 の 概 要			土 地 改 良 事 業 等 実 施 状 況									多 面 的 機 能 支 払 交 付 金			摘 要
	農用地区域から 除外する土地の 所在・地番	同 左 面 積 (除外面積) (㎡)	変更理由 (変更目的)	地区名 (工区名)	事 業 名	事業主体	土地改良区	受 益 面 積 (ha)	実 施 年 度	工事完了 年月日	公 告 年月日	補助金返 還通達の 適用の 有無	活動組織 の名称	交 付 金 の 区 分	交付金返 還の有無	
33	赤堀今井町二丁目391番	749	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
34	赤堀今井町二丁目392番	2,575	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
35	赤堀今井町二丁目404番	2,521	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
36	赤堀今井町二丁目393番	1,764	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
37	赤堀今井町二丁目394番	3,661	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
38	赤堀今井町二丁目395番	964	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
39	赤堀今井町二丁目396番	829	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
40	赤堀今井町二丁目397番	1,376	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
41	赤堀今井町二丁目398番1	1,727	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
42	赤堀今井町二丁目399番1	784	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
43	赤堀今井町二丁目400番	1,344	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
44	赤堀今井町二丁目401番	3,895	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
45	赤堀今井町二丁目402番	1,697	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
46	赤堀今井町二丁目403番	1,983	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
47	赤堀今井町二丁目405番1	292	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
48	赤堀今井町二丁目405番2	2,365	倉庫用地	今井北部	県営ほ場整備	群馬県	今井北部	68	S55～S60	S61.3.20	S63.5.17	無				
49	五日牛町170番1	183	露天資材置場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
50	五日牛町188番	1,341	露天駐車場用地(敷地拡張)	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
51	五日牛町189番1	808	露天駐車場用地(敷地拡張)	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
52	五日牛町189番2	11	露天駐車場用地(敷地拡張)	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
53	五日牛町883番	1,249	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
54	五日牛町884番	634	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
55	五日牛町885番	669	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
56	五日牛町886番	511	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
57	五日牛町887番	1,481	露天駐車場用地	伊勢崎北部	県営ほ場整備	群馬県	伊勢崎北部	305	S51～S62	S62.2.28	S62.7.1	無				
58	東町2267番	3,123	建売分譲住宅用地(特定建築条件付き)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無	五日牛環境保全会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有	
59	田部井町三丁目2579番	200	専用住宅用地(分家)	なし								無				
60	国定町一丁目215番	3,229	露天駐車場用地	なし								無				
61	国定町二丁目1911番1	1,506	建売分譲住宅用地(特定建築条件付き)	大正用水東部	県営畑地帯総合土地改良	群馬県	大正用水東部	1102	S48～S61	S61.6.30	S61.8.8	無	五日牛環境保全会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有	
62	上田町159番1	1,954	建売分譲住宅用地	村営上田全工区	土地改良総合整備	東村	村営上田	12.5	S63～H3	H3.2.6	H3.3.22	無	五日牛環境保全会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有	
63	境下洞名1401番12	710	露天資材置場用地	なし								無	五日牛環境保全会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有	
64	境下洞名1401番13	290	露天資材置場用地	なし								無	五日牛環境保全会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有	
65	境上洞名1346番30	420	専用住宅用地(分家)	なし								無	五日牛環境保全会	・農地維持支払交付金 ・資源向上支払交付金	有	

(別記様式第4号)

土地改良關係事案一覽表

[illegible]